

あいずみ広場のイベント・広範囲での使用方法

あいずみ広場をイベント会場もしくは、広範囲に利用する場合、事前に使用許可申請が必要です。

(使用する1年前(営利目的の場合は3か月前)から使用許可申請が可能です)

○使用条件

- ・あいずみ広場は外部との仕切りがありません。一般の方の観覧や侵入についてはご了承のうえ、使用してください。
 - ・多数の来場者が見込まれるイベントを計画されている方については、臨時駐車場の確保や警備員の配置等の条件を付ける場合があります。別途、臨時駐車場・警備員の配置計画書を提出してください。
 - ・来場見込み数が1,000人以上のイベントを開催する場合、別途EAP(緊急時対応計画)を提出してください。
- また、1,000人未満の場合でも、別途計画書を提出いただく場合があります。

○使用にあたってのお願い

- ・イベントの内容によっては、事前に使用方法について打合せを実施しますので、ご協力ください。
- ・あいずみ広場の使用許可申請のほか、イベント開催に関する法律等に基づく官公庁(消防署、保健所等)への必要な申請・届出等は主催者の責任において行ってください。
- ・イベント等の告知は使用許可後にお願いします。
- ・使用許可申請を行う際は、主催者が運営体制を整え、申請からイベント後の片づけ完了まで、イベントの全体を掌握してください。
- ・使用期間中、主催者は必ず会場内に常駐し、ホールからの連絡が取れる状態を保ってください。
- ・主催者は周辺地域やイベント参加者からの苦情に適切に対応し、出店者や運営担当者、参加者の指導監督を行ってください。
- ・イベントに関する事故やトラブルについては、全て主催者が責任を負うものとし、必要に応じて保険に加入してください。
- ・イベントにて発生したゴミは、主催者の責任においてお持ち帰りください。
(館内への持ち込みは禁止します)
- ・飲食を伴うイベントにおいて、館内への飲食物の持ち込みは他の館内利用者の迷惑になるため、禁止します。
- ・使用終了時に、主催者の責任において、あいずみ広場の見回り(ゴミ・仮設工作物の撤去確認)を行ってください。
- ・あいずみ広場の使用に伴い、広場内の植栽・備品等を損壊した場合は、弁償願います。

○仮設工作物を設置する場合

- ・舞台、テント、やぐら、照明設備、一時掲示板など仮設工作物を設置する場合、現地図等のあいずみ広場を示す図に、工作物の位置や寸法を記入し、申請書に添付してください。申請時に詳細が決定していない場合は、決定後ただちに提出してください。